

武蔵野市子ども支援連携会議 令和6年度報告書

目次

- 01 武蔵野市子ども支援連携会議報告（令和6年度） 1 ページ

- 02 報告資料 5 ページ～
 - 資料編① 子ども・子育て支援に関する課題の検討について 7 ページ
 - 資料編② ヤングケアラー市報記事（令和7年2月15日号） 9 ページ
 - 資料編③ 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について
（令和6年6月12日 こ支虐第265号） 11 ページ
 - 資料編④ 多摩市子どもの生活実態に関するアンケート（ヤングケアラー実態調査）
（小学5・6年生用） 21 ページ
 - 資料編⑤ 各課でのヤングケアラーに関する研修実施結果について（令和6年度）
29 ページ
 - 資料編⑥ 子ども向けヤングケアラー周知啓発チラシ 31 ページ

- 03 設置要綱 33 ページ

- 04 名 簿 37 ページ

- 05 検討経過 39 ページ

子ども支援連携会議で調査・検討を行ったので、武蔵野市子ども支援連携会議設置要綱第2条に基づき、以下のとおり報告する。

1 検討経過

令和6年度は、昨年度に引き続きヤングケアラーへの支援について検討を行った。

また、子ども支援連携会議以外で実施する関連する取組み及び研修について、会議で実施状況を共有した（資料編①参照）。

2 ヤングケアラーへの支援について（検討結果）

(1) 子ども支援連携会議における検討

- 令和5年度に引き続き、各所管課で関係する支援機関等に対して、ヤングケアラーに関する研修を行うことを確認した。
- 加えて、子ども自身へのヤングケアラーの周知啓発チラシを作成し、配布することを確認した。また、市民への周知啓発を目的とし、ヤングケアラーについて市報に掲載することを確認した（資料編②参照）。
- 令和6年6月施行の子ども・若者育成支援法の改正により、ヤングケアラーの定義づけがなされ、自治体による支援が求められる中、今後の支援体制について次のとおり検討した。

①ヤングケアラーの相談支援体制について

子ども・若者育成支援推進法が改正され、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」（以下「ヤングケアラー」という。）が明記された（資料編③参照）。

ヤングケアラー支援の対象年齢について、国は「こども期（18歳未満）に加え、…おおむね30歳未満を中心としているが、…社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等その状況等に応じ、40歳未満の者も対象になり得る。」と示している。

本市におけるヤングケアラーの相談支援体制の考え方について、次のとおりまとめた。

【本市のヤングケアラーの相談支援体制の考え方】

- ・年齢にかかわらずヤングケアラーからの相談は、「ヤングケアラーとしての相談」が来るのではなく、そのヤングケアラー含む家庭が直面している様々な悩みや困りごとに応じた相談窓口から情報が入ってくると考えられる。

- ・そのため、本市ではすでに構築されている各課の各相談窓口から、そのケースの状況に応じて庁内や関係機関と連携し、必要な支援を行う体制として整理することとする。
- ・なお、各課の相談窓口については、「ヤングケアラーへの支援についての研修資料」（令和4年度子ども支援連携会議報告書資料編④）で次のとおり整理されている。

相談先

- 子ども家庭支援センター（18歳未満のヤングケアラーに関する相談全般）
- 福祉総合相談窓口（どこに相談して良いかわからない福祉の相談）
- 教育支援センター（子育てや成長・発達に関する事、学校生活に関する事等の相談）
- 市派遣相談員（市立小中学校での児童生徒、保護者及び教職員に対する相談）
（※）スクールカウンセラーは東京都の事業
- スクールソーシャルワーカー（小中学生の不登校や家庭の問題等についての相談）
- 帰国・外国人相談（帰国・外国籍・国際結婚家庭の小中学生の学校生活における言葉・文化の違いからくるさまざまな課題についての相談）
- こころの健康相談（専門職によるメンタルヘルスに関する相談）
- 健康なんでも相談（健康に関する相談全般）
- 在宅介護・地域包括支援センター（高齢者の相談、家族介護者の支援）
- 基幹相談支援センター（障害や難病のある方の相談、障害福祉サービスの支給）
- 民生委員・児童委員（福祉に関する相談全般、相談の内容に応じ市の窓口や関係機関への橋渡し）
- 若者サポート事業「みらいる」（人とのつながりや「次へのステップ」に踏み出す足がかりを求めている概ね15才から18才までの若者を対象に個別相談を実施。）

- ・上記相談先に加えて、令和6年10月に子どもの権利擁護センターが開設したことで、主に子ども自身からの相談を気軽に受けることができるようになった。
- ・ただし、特に18歳未満のヤングケアラーに関しては、本人からではなく、関係機関等の本人を取り巻く第三者からヤングケアラーに関する情報が入ってくる事が考えられる。また、学齢期のヤングケアラーは、

学校の担任やスクールカウンセラー以外の本人と直接つながりのない機関に相談したいということも考えられる。そのため、引き続き子ども家庭支援センターを18歳未満のヤングケアラー相談担当部署として位置づけるとともに、子ども家庭支援センターのみで対応するのではなく、それぞれの部署が当事者意識を持ち、ケースに応じて関係部署が連携して対応にあたることとする。

②ヤングケアラー実態調査（意識調査）について

第六次子どもプラン武蔵野において、重点事業に位置付けるとともに、国からも実施が求められているヤングケアラー実態調査について、令和8年度実施を見据え、調査対象、調査方法、調査内容、記名の有無（資料編④参照）等を関係各課と調整していくことを確認した。

(2)ワーキングの実施結果

①支援機関等に対するヤングケアラーについての研修・啓発

- 各所管課で関係する支援機関等に対して、引き続きヤングケアラーに関する研修等による啓発を実施した（資料編⑤参照）。
- 東京都ヤングケアラー支援マニュアル（令和5年3月発行）や武蔵野市子どもの権利条例リーフレット等を踏まえ、各課において研修資料の修正等を検討し、研修を実施した。

②子ども自身に対するヤングケアラー周知啓発チラシの作成・配布

- 子ども自身に対するヤングケアラーの周知啓発チラシ（資料編⑥参照）を作成し、小学1年生から高校3年生世代を対象に、令和7年2月上旬に、市立小中学校には交換便にて、それ以外は個別郵送にて送付した。また、武蔵野プレイスや図書館等の公共施設や、民間学童、私立学校等に郵送で送付した。

(3)その他

- 東京都が発行した「東京都ヤングケアラー支援マニュアル研修動画DVD」を関係機関に配布した。
- 子ども支援連携会議の設置要綱第2条所管事項について、ヤングケアラーについて追加したほか、委員の追加等必要な改正を行った（巻末の設置要綱参照）。

3 今後のヤングケアラーへの支援に向けて

- 実態調査（意識調査）のボリューム感や実施方法等を関係課と調整の上、令和7年8月の令和8年度予算概算要求を行いたい。
- 子ども自身に対するヤングケアラー周知啓発チラシについて、アニメ制作会社や漫画家が在住している本市の特色を生かし、子どもに認知度の高いマンガやアニメをチラシに活用することで、より注目され、周知啓発が効果的に行えることが期待される。
- 庁内及び関係機関向け勉強会等、ヤングケアラー支援団体やかつてヤングケアラーだった方をお招きし、ヤングケアラーについて理解を深める機会を設け、支援体制のあり方について研究していきたい。

4 令和7年度の検討について

令和7年度の子ども支援連携会議で検討すべき課題については、改めて令和7年度第1回会議において協議するものとする。

報告資料

子ども・子育て支援に関する課題の検討について

令和6年度は、令和5年度の項目を継続しつつ、毎回の子どもの支援連携会議で進捗の報告を行う。
子ども支援連携会議で主体的に検討する項目は、令和5年度に引き続き「G-③」のヤングケアラーへの支援についてとした。

No.	項目名	検討担当	令和6年度検討の方向性	令和6年度検討状況
A	支援・参加の機能を併せ持った子どもの居場所の開設	児童青少年課・子ども子育て支援課	・Teensムサカツの委託化による事業の充実 ・子どもの居場所については、子ども家庭部内課題検討プロジェクトにR5年度引き続き位置付け、あり方を検討	Teensムサカツ事業は今年度より児童青少年課に事務移管をしたが、引き続き事業は委託で実施し、「こんなまちになったらいいなを市政に」をテーマに6回のワークショップを行った。今年度の修了者は32名。最終回には市政提案会を開催し、市長、教育部長に対して中高生より提言を行った。 子ども家庭部内課題検討プロジェクトにおいて、子どもの居場所を検討するうえで必要な中高生の居場所施設を4カ所視察した。子どもの居場所としてのコミセンの可能性を探るために、吉祥寺北コミセンにおいて、子どもたちからの声を聞く場を設けた。また、第六次子どもプランの策定に際し、子どもの居場所に関するアンケートを実施した。【児童青少年課】
B	「子どもの支援に係る地域連携強化事業」の継続実施	市民社協（子ども子育て支援課）	・市民社協による事業継続	①子ども応援ブックに目次を作り、子どもの年齢別に該当ページが分かるように工夫した。また、子ども食堂等の団体も写真入りの紙面に変更し、分かりやすくした。 ②子ども・コミュニティ食堂や学習支援等を行う団体との連絡会において、新宿区で実践している方からの話を聞いた。 ③市民社協ホームページの子ども特設ページに子ども食堂等の開催場所を示したマップを作成した。【子ども子育て支援課】
C	子どもの権利擁護機関の開設	子ども子育て支援課ほか関係各課（子どもの権利に関する条例の検討において行う）	・R6年10月の開設に向け、開設記念イベントや相談室の運営方法等の検討	4月に3人の子どもの権利擁護委員を委嘱し、運営方法等の検討を行い、10月から市役所西棟7階に「子どもの権利擁護センター」を開設し、相談対応を行っている。 また、開設に先立ち、開設記念イベント「ミミワンのおねがい」を実施し、267人の子どもが参加してくれた。 【子ども子育て支援課】
D	学校における子どもの権利の啓発の実施	指導課（子ども子育て支援課）	・児童・生徒へのいじめ禁止含む子どもの権利の啓発の検討・実施	子どもの権利の理解啓発のために、道徳授業地区公開講座に子どもの権利擁護委員を招聘するなど、関係機関と連携した取組を推進した。第四期学校教育計画の周知を行う際、重点の1つとして啓発を行った。【指導課】
E	子ども・子育て応援月間（子育てフェスタ等）	子ども子育て支援課ほか関係各課	・10～11月に特設ページを設置し、子ども子育て応援フェスタ案内等実施 ・11/4子どもの権利の日イベントを子ども協会と共催で実施	10月～11月を「子ども・子育て応援フェスタ」とし、子どもの権利の日イベントを実施したほか、「子どもたちが健やかに育つまち武蔵野」の横断幕新たに制作し、市役所前と、市内3駅前に掲出した。また、イベント、子どもの権利、子育て支援サービス、子育て支援団体等の情報を掲載した特設サイトを開設し、子どもと子育て家庭を応援しているというメッセージを発信した。また、子どもの権利の日イベントでは、子ども協会と共催し、主に未就学児とその親に向けて、劇を上演するとともに、子どもの権利条例について周知啓発を行った。【子ども子育て支援課】
F	新たな複合施設の検討	関係各課（企画調整課・障害者福祉課・健康課・子ども子育て支援課・児童青少年課・教育支援課）	健康課が中心となり、関係各課で複合施設に関する事項について継続検討。	保健センター増築及び複合施設整備に向けた「子どもと子育て支援のあり方の検討」において、健康課が中心となり、分野を超えて市全体で支援していくために必要な体制や仕組みについて検討した。【子ども子育て支援課】
G	支援事業の実施・再編の検討	①生活福祉課・子ども子育て支援課（子家） ②子ども子育て支援課・健康課 ③子ども支援連携会議（ワーキング）	①支援を要する家庭に対する進学・就労等の支援を検討 ②訪問型事業のあり方・親子関係の形成支援等 ③ヤングケアラーへの支援は、子ども支援連携会議にて検討	①被保護世帯に属する子の進学について、ケースワーカーによる伴走型支援をより具体的かつ手厚く実施するため、「次世代育成支援マニュアル」を作成しR6年度より活用している。またR7年度より次世代支援員導入。【生活福祉課】 ② ・保護者の急な発熱等で支援が必要な場合に利用できる「子育て世帯緊急訪問支援事業」の検討（令和7年4月開始）、0123施設にて子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対しペアレントトレーニング（「親子関係形成支援事業」）を実施した【子ども子育て支援課】。 ・令和6年10月4日ゆりかごむさしの事例検討会を実施し、こんにちは赤ちゃん訪問の事例を検討した【健康課】。 ③別紙参照
H	組織・事務分掌の再編	①新たな複合施設の検討（H）関係各課 ②子ども子育て支援課・児童青少年課	①相談体制見直し・新たな複合施設組織体制検討 ②子どもの居場所は前述Aの子ども家庭部内課題検討プロジェクトにて検討を行い、Teensムサカツは令和6年度から児童青少年課に移管	①子ども家庭支援センターと健康課母子保健係双方の職員で、職層ごとに新たな相談体制の構築に向けたブレインストーミングを実施し、今後の方向性について検討した。【子ども子育て支援課】 ②については、Aに記載されているとおり。【児童青少年課】

ヤングケアラー市報記事（令和7年2月15日号）

MUSASHINO CITY 市報 **むさしの** No.2266 令和7年2月15日号 3

ヤングケアラーを知ってください 気付いてください

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者」のことです。「お手伝い」との違いはその負担や責任の重さ。自分の時間を持てずに、友人関係や学校生活、進路などに影響ができてしまいます。幼い頃からケアしている人、ある日突然ケアすることになった人、きっかけは人それぞれです。

▶ 問：子ども子育て支援課 ☎60-1851(全般)、☎60-1850(相談・支援)

障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除などの家事をしている。

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。

障がいや病気のあるきょうだいの世話をしている。

目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。

家計を支えるために労働をして、病気のある家族を助けている。

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。

がん・障害・精神疾患など慢性的な病気のある家族の看護をしている。

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。

障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

ヤングケアラーには次のような特徴があります。

- 家庭内のデリケートな問題であり、表に出にくい
- 子ども自身や家族が認識していない

「もしかしら、あの子はヤングケアラーかもしれない」と周囲に気になる子がいたときは、右記相談窓口にご相談ください。

相談専用電話
☎0120-839-002(18歳未満対象)
受付：午前8時30分～午後10時、月～土曜(祝日、年末年始除く)

相談フォーム
二次元コードから「子ども家庭部子ども子育て支援課への問い合わせは専用フォームをご利用ください」をクリックし、フォームへ入力してください(24時間受付)

こ支虐第 265 号
令和 6 年 6 月 12 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{指定都市市長} \\ \text{中核市市長} \end{array} \right)$ 殿

こども家庭庁支援局長

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について
(ヤングケアラー関係)

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。)については、本年 6 月 5 日に国会で可決・成立し、本日公布され、改正法のうち、ヤングケアラーへの支援の強化を図るための子ども・若者育成支援推進法(平成 21 年法律第 71 号)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 25 条の 2 の改正については、同日から施行されることとなったところである。

改正法による子ども・若者育成支援推進法及び児童福祉法第 25 条の 2 の改正の概要について、下記のとおりとするので、十分御了知の上、管内の市区町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

第一 改正の趣旨

いわゆるヤングケアラーについては、家族の世話のために自分の時間が取れないなど、その責任や負担の重さにより学業や友人関係などに影響があることが指摘されており、国においても支援体制の整備等の予算事業の実施や社会的認知度の向上のための広報啓発等の取組を進めてきた。一方で、地方公共団体における取組には引き続きばらつきが見られる等の課題があることから、**ヤングケアラーへの支援を一層強化するため、改正法により子ども・若者育成支援推進法等を改正し、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として法律上明記する等の改正を行うこと**で、ヤングケアラーへの支援の普及を図るものである。

第二 改正法の内容

一 子ども・若者育成支援推進法の一部改正

1 基本理念（法第2条第7号関係）

（1）改正の概要

子ども・若者育成支援推進法（以下「法」という。）の基本理念を定めた法第2条第7号において、その子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行う「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」として、「**家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者**」（以下「**ヤングケアラー**」という。）が明記されたこと。

（2）ヤングケアラーの定義

ヤングケアラーの定義中の「**過度に**」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、**子どもにおいては子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合**を指すものであること。

都道府県及び市区町村（こども家庭センター等）において支援対象であるかの判断を行うに当たっては、**その範囲を狭めることのないように十分留意し、一人一人の子ども・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえながら、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要であること。**

「家族の日常生活上の世話」には、法文上明示されている「**介護**」に加え、**幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれること。**

（3）ヤングケアラー支援の対象年齢

法は、おおむね30歳未満の者を中心として、施策内容によりおおむね40歳未満の者を対象としており、このことはヤングケアラーへの支援についても同様である。**具体的にはこども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、子ども・若者期にヤングケアラーとして家族の世話を担い、子ども・若者にとって必要な時間を奪われたことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等その状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得ること。**

2 関係機関等による支援等（法第15条及び法第16条関係）

（1）関係機関等（法第15条第1項に規定する「関係機関等」をいう。以下同じ。）が、社会生活を円滑に営むことができるようにするための法第15条

第1項各号に掲げる各種支援を行うよう努めるべき対象としてヤングケアラーを明記したこと。(法第15条第1項関係)

(2) 関係機関等は、ヤングケアラーの家族その他ヤングケアラーが円滑な社会生活を営むことに関係する者に対しても、相談及び助言その他の援助を行うよう努める必要があること。(法第15条第2項関係)

(3) 関係機関等は、ヤングケアラーに対する必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置を採るとともに、必要な支援を継続的に行うよう努める必要があること(法第16条関係)。

① ヤングケアラーの状況を把握すること。

② 相互に連携を図るとともに、ヤングケアラー又はヤングケアラーの家族その他ヤングケアラーが円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

③ 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(4) 上記(3)の①のとおり、関係機関等はヤングケアラーの状況を把握するよう努める必要があり、特に住民に最も身近な市区町村においては、3の(1)のとおり、支援対象を把握することを目的としたヤングケアラーの実態把握を定期的実施することが重要であること。

3 ヤングケアラーへの具体的な支援のあり方

(1) ヤングケアラーの把握

①市区町村における記名式等による実態把握について

ヤングケアラーを把握し個別具体的な支援につなげるためには、まずは、ヤングケアラーが安心して自身や家庭の状況を話せる関係づくりが重要であり、ヤングケアラーの状況や心情に関する学校関係者等の理解促進に努める必要がある。その上で、主に市区町村において、任意の記名式や調査票ごとに異なる番号を付すなど回収後に個人が把握できる方法により調査を実施することが重要である。特にこどもについては、自身の負担や不調、生活上の支障に対する自覚がない場合も考えられることから、市区町村(こども家庭センター)から学校等の関係機関を通じて、ヤングケアラー自身に気づきを与えるようなアンケートを行うことが有効である。

なお、調査票の作成に当たっては、回答するこどもの立場から、回答した後どのような対応が行われるのかなどの見通し(回答内容に応じて面談等を行い、必要な支援を伴走的に検討していく等)をこどもに分かりやすく表示するなど、こども・若者本人の持つ心情に十分配慮し、調査への回答やその後の支援への抵抗感を強めることがないよう留意すること。

②支援の必要性、緊急性の高い者への優先的な支援について

ヤングケアラーへの支援を進めるに当たっては、特に支援の必要性、緊急性が高い者を特定し、優先的に支援を展開していくことも重要であるところ、過去の調査では、ケア対象者が父又は母である場合には、他の世帯構成と比較して子のみでケアをしている割合が高い傾向があるほか、話を聞

いてくれる人がいないとの回答も他と比べて高いことが確認されている。また、ケアに費やす時間が長時間になるほど学校生活等への支障が大きく、本人の負担も強いことが確認されている。

これらを踏まえれば、特に優先的に支援を行う必要性の高いケースとしては、保護者に病気や障害があるなどして日常的なケアを要したり、ケアの担い手が当該こどものみであったりするなどし、保護者に対するケアを当該こども・若者が長時間担っているケースが想定される。

(生活保護や児童扶養手当の受給家庭の状況確認によるアプローチ)

こうしたケースに関しては、生活保護や児童扶養手当を受給している場合もあることから、

- ・管内の福祉事務所等との連携により生活保護を受給している家庭の世帯構成を確認し、こども・若者以外にケアの担い手がないと考えられる世帯については、こども家庭センターの職員がケースワーカーとの同行訪問等により状況を確認する
- ・児童扶養手当の申請手続等において、受給者等に日常的なケアが必要であり、こども・若者以外にケアの担い手がないと考えられる世帯を把握した場合には、こども家庭センターの職員がひとり親担当の職員とともに状況を確認する

など、優先的に支援を進めることが効果的と考えられること。

(学校等を通じたアンケート調査等によるアプローチ)

また、生活保護や児童扶養手当等の制度を利用していない場合であっても、早急に支援を行う必要のあるケースはあると考えられることから、前述の市区町村（こども家庭センター）による学校等の関係機関を通じたアンケート調査やスクールカウンセラーによる相談支援の結果等の内容も十分踏まえて、優先的に支援を行う必要性の高いヤングケアラーの把握に努めること。その際、把握したヤングケアラーの情報について、学校等とこども家庭センターとが適切に情報共有し、支援につなげていくことが有効であること。

(精神保健福祉分野との連携によるアプローチ)

加えて、

- ・都道府県等の精神保健福祉担当部局（自立支援医療（精神通院医療）、精神障害者保健福祉手帳の担当等）と連携しつつ、こども・若者以外にケアの担い手がないと考えられる世帯について状況を確認する
- ・精神保健福祉センターや保健所等の相談機関、精神科医療機関や訪問看護事業者等にヤングケアラーについて周知し、支援を要すると考えられる家庭についての情報提供を促す

など、ヤングケアラーの把握に当たっては精神保健福祉分野との連携も効果的と考えられること。

③市区町村と都道府県の役割分担及び予算事業の活用について

市区町村が行う、支援対象となるヤングケアラーを把握するための調査に

については、定期的な実施が望まれる（少なくとも年に1回程度）。

また、都道府県においては、広域的な調査を実施した上で、条例の制定や計画策定等広域的に支援体制を整備するための取組を進めることが効果的である。

これらの調査により把握された実態を踏まえ、都道府県が中心となって市区町村との役割を整理し、地域におけるヤングケアラーの把握から支援につながる仕組みを構築することが望ましいこと。その際は、(2)②における都道府県の役割についても十分踏まえること。

ヤングケアラーの実態調査の実施に際しては、ヤングケアラー支援体制強化事業における実態調査・把握への補助を行っているため、積極的に活用いただくとともに、定期的かつ継続的な実態把握が可能となる仕組みの構築に努められたい。

(2) ヤングケアラーへの支援

①18歳未満のヤングケアラーへの支援

市区町村は、「要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）等その他の者」に対し、サポートプランの作成等の包括的かつ計画的な支援を行う義務がある（児童福祉法第10条第1項第4号）。

18歳未満のヤングケアラーである児童のうち、要支援児童等に該当する児童については、市区町村のこども家庭センター等においてサポートプランを作成し、包括的かつ計画的な支援を行う必要がある。なお、当該児童やその保護者が「支援は必要ない」などと支援を拒否している場合や、支援を拒否するほどではないが援助希求が乏しい場合などであっても、支援が必要であれば、サポートプランの作成に向けた働きかけを丁寧に行うことが重要である。

支援対象者と信頼関係が形成できていない場合は、本人にサポートプラン作成の趣旨や目的について十分に説明し、作成に向けた働きかけを行う必要があるが、その上で作成の同意が得られない場合については、可能な限り対話等を通じて支援対象者のニーズ把握を行い、行政内部での支援計画等に反映させ、支援を実施すること。

また、要支援児童等に該当しない場合であっても、一人一人の児童の置かれた状況や本人の受け止めに応じサポートプランを作成するなどし、具体的な支援等について検討すること。

また、おおむね15歳以上のヤングケアラーに対しては、18歳以上となった際に頼ることができる支援先（子ども・若者総合相談センターや民間支援団体等）や若者に対する就労支援その他地域における若者支援施策等へのつながりを行ったり、情報提供を行うことをサポートプランに盛り込んだりするなど、本人が18歳以上となる若者への移行期を迎えるにあたり必要となる支援内容を想定しつつ、具体的な支援等を検討する必要があることにも留意すること。

このほか、こども家庭センターが、ヤングケアラーへの支援を担う場合の

具体的な流れは、こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支虐第147号）子ども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知**別紙1**）を参照すること。

②18歳以上のヤングケアラーへの支援

（都道府県の役割）

18歳以上のヤングケアラーである若者への支援体制の構築に当たっては、特に若者の世代は活動圏域が広域になること等を踏まえ、主に都道府県において、①オンライン等の若者がアクセスしやすい方法も取り入れながら、個々の若者の相談に応じ、その状況やニーズ・課題の整理の支援や、②それを踏まえた必要な支援（介護保険サービス、障害福祉サービス等の担当部署やサービス提供事業者等）に向けた市区町村へのつなぎを行うことや、③精神的なケアなどの専門的な相談支援やピアサポート等を行いうる体制を整備していくことが望まれること。

具体的には、管内の子ども・若者総合支援センター等を18歳以上のヤングケアラーへの対応を中心的に行う主体とする、ヤングケアラー・コーディネーターを配置する、あるいは管内をカバーしうる民間支援団体等に依頼するなどが考えられること。

（市区町村の役割）

18歳以上のヤングケアラーである若者に関しては、市区町村のサポートプランの作成等の対象とならないが、**年齢による切れ目なく支援を行うことが重要であり、法第15条第1項各号の支援を行う努力義務の対象であることから、同項各号の援助に係る支援を行いうる体制を市区町村としても整備することが必要**であること。

特に、市区町村は住民に最も身近な基礎自治体であり、介護、障害等の具体的な福祉サービスの支給決定等を担うことから、ヤングケアラーである若者についても、本人が担っているケアを外部サービスの導入により代替していくといった具体的な支援の段階においては、市区町村が中心的な役割を果たすことが期待されること。

③ヤングケアラーへの具体的な支援内容と支援体制の整備

ヤングケアラーへの具体的な支援としては、介護保険サービスや障害福祉サービス、子育て世帯訪問支援事業、外国語対応通訳の派遣等を活用して本人が担っているケアを外部サービスで代替していくほか、日常的なケアから離れたレスパイトの機会を確保することや、ピアサポート等の相談支援等、必要な支援の実施体制を整備することが求められること。

ヤングケアラーの状況に応じた具体的な支援内容の例については、**別紙2**を参照されたい。その際、円滑にサービスの導入が図られるよう、介護保険、障害福祉サービス等の関係機関・部署に対して、子が主たる介護者となっている場合には、子を「介護力」とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について十分配慮して支給決定等を行う必要があることなど、その認識を十分共有しておくことが重要であること。

ヤングケアラーへの支援体制の構築に際してはヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー支援体制構築モデル事業）において必要な経費の補助を行っているため、その積極的な活用を図られたい。

- ④ヤングケアラーの実態把握・支援の実施状況の定期的な照会・公表について
各市区町村におけるヤングケアラーの把握・支援の実施状況（サポートプランの作成状況を含む。）に関しては、定期的にこども家庭庁より照会・公表を行う予定であるため留意されたい。

（3）支援に当たって留意すべき事項

ヤングケアラーへの支援は、家庭内の非常にデリケートな面に関わるものであり、こども・若者やその保護者等の複雑な心情等にも十分に配慮することが重要である。

このため、ヤングケアラー本人の受け止めを丁寧に捉え、こども・若者の気持ちに寄り添いながら、保護者等の状況や心情も十分踏まえて、肯定的・共感的な関わりを心掛け、外部サービスの利用検討に当たっては、家族全体を支援する視点を持って、家庭内の状況や家族の関係性、心情等にも十分留意しながら、丁寧な説明等を行い、その理解を得ながら利用を促す等の対応を行うことが適当である。加えて、現時点において「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている」状態に至っていない場合であっても、介護を必要とする入院中の家族が退院予定であるなど、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている」状態に今後至ることが想定される場合には予防的な視点も持って対応を行っていく必要があること。

また、ヤングケアラーの把握や支援の導入に当たっては、関係機関等の職員のヤングケアラーへの理解を促すことが重要であり、上記のような支援を行うに当たっての姿勢や、居宅サービス等の利用の決定につきヤングケアラーを介護力とみなすことのないよう配慮すること等について、ヤングケアラー支援体制強化事業における関係機関等職員研修への補助や、こども家庭センター等における相談支援体制の整備に関する補助を活用しながら、関係機関の職員に対する研修や相談対応を積極的に実施されたい。

二 法及び児童福祉法の一部改正（法第 21 条及び児童福祉法第 25 条の 2 関係）

1 改正の概要

子ども・若者支援調整機関及び要保護児童対策調整機関は、法第 15 条第 1 項に規定する子ども・若者のうち、児童福祉法に規定する要支援児童又は要保護児童であるものに対し、**子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、各調整機関同士で連携を図るよう努めるものとされたこと。**

2 子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会等の連携のあり方

- （1）年齢によって支援が途切れることのないよう、**当該児童が 18 歳に達す**

るまでに、要保護児童対策調整機関から子ども・若者支援調整機関にヤングケアラーの支援に必要な情報を提供するなど、必要な支援を円滑に継続するために各調整機関同士が連携を図るよう努めること。

なお、両協議会間の情報共有は、要保護児童対策調整機関が地方公共団体の機関等の行政機関等である場合には個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第69条に、要保護児童対策調整機関が民間事業者である場合には同法第27条第1項に基づき対応することになるところ、いずれの場合も、円滑に効果的な支援を行うためには、子ども本人や家族からの同意を得た上で情報共有されることが望ましい。個人情報に関する取扱いについては別紙3を参照されたい。また、各協議会の構成員は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとされているところ、個人情報保護法等の関係法令に基づきこうした連携に必要な情報共有を行うことは、「正当な理由」に該当するものと考えられる。

(2) 支援の対象とする年齢層がより広い子ども・若者総合相談センター

が、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会の支援をつなぐ拠点としての役割を担うことも望まれるところであり、例えば、以下のような対応が考えられること。

① 子ども・若者総合相談センターが要保護児童対策協議会の構成機関に加わること。

② 各市区町村において、子ども・若者総合相談センターや子ども・若者支援地域協議会の設置を一層促進すること。なお、こども家庭センターに、子ども・若者総合相談センターの機能を統合するなどして一体的に運営することは差し支えないこと。

(3) ヤングケアラーへの支援に当たっては、介護や生活困窮など他制度における支援策を活用することが重要となる。このため、各市区町村においては、子ども・若者支援地域協議会や子ども・若者総合相談センターを設置していない場合も含め、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の6に規定する支援会議や生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第9条に規定する支援会議及び介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48に規定する会議等との連携を行うことも重要であること。

三 その他改正法の施行に伴い対応が求められる事項

1 国民の理解の増進等（法第10条関係）

国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとされている。

ヤングケアラーの支援を進めていくためには、周囲の大人等が理解を深

め、家庭においてこどもが担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげることが重要である。

令和4年度から令和6年度までの3年間をヤングケアラーの社会的認知度向上の「集中取組期間」に据えていること等を踏まえ、国においては引き続き、ヤングケアラーの社会的認知度向上のための積極的な広報啓発を実施していく予定であり、**各地方公共団体においては、令和7年度以降も含め、地域の実情に応じたヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる効果的かつ積極的な広報啓発の実施を検討**されたい。

ヤングケアラーに関する広報啓発に当たっては、こども・若者の複雑な心情等にも十分に配慮することが重要であり、

- ・ ヤングケアラーへの支援が家庭内の非常にデリケートな面に関わるものであること
- ・ 本人の受け止めを丁寧に捉える必要があること
- ・ その上でこども・若者にとって必要な時間が確保されるよう、こども家庭センターのサポートプラン等を通じた支援が行い得ること

等について、周囲の大人等の適切な理解を促し、当事者に寄り添った姿勢の下で支援につなげていくことが可能となるよう、丁寧な広報啓発を行うこと。

2 国による地方公共団体及び民間団体に対する支援（法第14条関係）

国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするところであり、国において、地方公共団体及び民間団体に対する必要な支援を引き続き進めていくこと。

3 調査研究の推進（法第17条関係）

国及び地方公共団体は、法第15条第1項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとされている。

国において、今後、ヤングケアラーへの支援の方法等に関する必要な調査研究等を進めていく予定であり、地方公共団体においても、ヤングケアラーの効果的な支援方法等に関する必要な調査研究の実施に努めること。

4 人材の養成等（法第18条関係）

国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに法第15条第1項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとされている。

国においては、困難を有するこども・若者を支援する人材の養成について、研修を行う予定であるほか、上述の関係機関職員研修等、地方公共団体における研修に必要な経費の補助を行っているため、地方公共団体においてもこれらを積極的に活用しつつ、ヤングケアラーの支援に必要な人材の養成や支援体制の整備のための必要な施策を講ずるよう努めること。

第三 施行日

法及び児童福祉法第 25 条の 2 の改正については、改正法の公布の日（令和 6 年 6 月 12 日）から施行することとした。

たまし こ せいかつじつたい かん
多摩市 子どもの生活実態に関するアンケート（ヤングケアラー実態調査）
しょうがく ねんせいよう
（小学5・6年生用）

I. きほんじょうほう
基本情報

と
問1 あなたの学校を教えてください。（あてはまる番号1つに○）

1. た ま だ い い ち しょうがっこう 多摩第一小学校	7. み な み つ る ま き しょうがっこう 南鶴牧小学校	13. う り ゆ う しょうがっこう 瓜生小学校
2. た ま だ い に しょうがっこう 多摩第二小学校	8. ひ じ り が お か しょうがっこう 聖ヶ丘小学校	14. ひ が し お ち あ い しょうがっこう 東落合小学校
3. た ま だ い さ ん しょうがっこう 多摩第三小学校	9. に し お ち あ い しょうがっこう 西落合小学校	15. か い どり しょうがっこう 貝取小学校
4. れ ん こ う じ しょうがっこう 連光寺小学校	10. お お ま つ だ い しょうがっこう 大松台小学校	16. と よ が お か しょうがっこう 豊ヶ丘小学校
5. き た す わ しょうがっこう 北諏訪小学校	11. す わ しょうがっこう 諏訪小学校	17. あ い わ しょうがっこう 愛和小学校
6. ひ が し て ら が た しょうがっこう 東寺方小学校	12. な が や ま しょうがっこう 永山小学校	

と
問2 あなたの学年を教えてください。（あてはまる番号1つに○）

1. しょうがく ねんせい 小学5年生	2. しょうがく ねんせい 小学6年生
------------------------	------------------------

と
問3 あなたのクラスを教えてください。（あてはまる番号1つに○）

1. 1 組	5. こ ま 学級	9. さ く ら 4 組
2. 2 組	6. ふ た は 学級	10. み ど り 学級
3. 3 組	7. な か よ し 学級	
4. に じ 組	8. わ か く さ 学級	

と
問4 あなたの性別を教えてください。（あてはまる番号1つに○）

1. おとこ 男	2. おんな 女	3. その他	4. こた 答えたくない
-------------	-------------	--------	-----------------

と
問5 あなたの健康状態について教えてください。（あてはまる番号1つに○）

1. よい	3. ふつう	5. よくない
2. まあよい	4. あまりよくない	

問7-③ 問7で「7. 弟」と答えた人にお聞きします。

あなたの弟についてあてはまるものをすべて選んでください。(複数の弟がいる場合、すべての方について回答してください。)

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 幼稚園に通っている | 4. 学童クラブを利用している |
| 2. 保育園に通っている | 5. その他 |
| 3. 小学生 | |

問7-④ 問7で「8. 妹」と答えた人にお聞きします。

あなたの妹についてあてはまるものをすべて選んでください。(複数の妹がいる場合、すべての方について回答してください。)

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 幼稚園に通っている | 4. 学童クラブを利用している |
| 2. 保育園に通っている | 5. その他 |
| 3. 小学生 | |

問8 あなたは誰のお世話をしていますか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. お母さん ⇒ 問9-① へ | 4. おじいさん ⇒ 問9-② へ |
| 2. お父さん ⇒ 問9-① へ | 5. 兄弟姉妹 ⇒ 問9-③ へ |
| 3. おばあさん ⇒ 問9-② へ | 6. その他 () ⇒ 問9-④ へ |

問9 あなたがお世話をしている人の状況について教えてください。

問9-① お母さんやお父さんのお世話をしているのはどのような理由ですか。

(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|---|---|
| 1. 高齢(65歳以上) | 7. 依存症(お酒やギャンブルなどをやめられず、お金に困っている、家族が困っているなど)※そうかもしれないときもふくむ |
| 2. 介護(食事や身の回りのお世話)が必要 | 8. 「6.」や「7.」以外の病気 |
| 3. 認知症(色んなことを忘れてしまう、わからなくなるなど) | 9. 日本語が苦手 |
| 4. 身体に障害がある(手や足が自由に動かない、目が見えない、耳が聞こえないなど) | 10. その他 () |
| 5. 知的に障害がある(文章を理解することが苦手、計算が苦手など) | 11. わからない |
| 6. こころの病気(気持ちが落ちこんでいて何もできないなど)※そうかもしれないときもふくむ | |

とい 問9-② おばあさんやおじいさんのお世話せわをしているのはどのような理由りゆうですか。

(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|--|--|
| 1. 高齢 <small>こうれい</small> (65歳以上 <small>さいじょう</small>) | 7. 依存症 <small>いぞんしょう</small> (お酒やギャンブルなどをやめられず、お金 <small>かね</small> に困 <small>こま</small> っている、家族 <small>かぞく</small> が困 <small>こま</small> っているなど) ※そうかもしれないときもふくむ |
| 2. 介護 <small>かいご</small> (食事 <small>しょくじ</small> や身の回り <small>みまわ</small> のお世話 <small>せわ</small>) が必要 <small>ひつよう</small> | 8. 「6.」や「7.」以外の病気 <small>びょうき</small> |
| 3. 認知症 <small>にんちしょう</small> (色んなこと <small>いろ</small> を忘 <small>わす</small> れてしまう、わからなくなるなど) | 9. 日本語 <small>にほんご</small> が苦手 <small>にがて</small> |
| 4. 身体 <small>からだ</small> に障害 <small>しょうがい</small> がある (手や足 <small>てあし</small> が自由 <small>じゆう</small> に動 <small>うご</small> かない、目 <small>め</small> が見 <small>み</small> えない、耳 <small>みみ</small> が聞 <small>き</small> こえないなど) | 10. その他 <small>た</small> () |
| 5. 知的 <small>ちてき</small> に障害 <small>しょうがい</small> がある (文章 <small>ぶんしょう</small> を理解 <small>りかい</small> するところが苦手 <small>にがて</small> 、計算 <small>けいさん</small> が苦手 <small>にがて</small> など) | 11. わからない |
| 6. 心 <small>こころ</small> の病気 <small>びょうき</small> (気持ち <small>きもち</small> が落ち <small>お</small> こんでいて何も <small>なに</small> できないなど) ※そうかもしれないときもふくむ | |

とい 問9-③ 兄弟きょうだい姉妹しまいのお世話せわをしているのはどのような理由りゆうですか。

(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|--|---|
| 1. 幼 <small>おさな</small> い | 5. 病気 <small>びょうき</small> |
| 2. 介護 <small>かいご</small> (食事 <small>しょくじ</small> や身の回り <small>みまわ</small> のお世話 <small>せわ</small>) が必要 <small>ひつよう</small> | 6. 日本語 <small>にほんご</small> が苦手 <small>にがて</small> |
| 3. 身体 <small>からだ</small> に障害 <small>しょうがい</small> がある (手や足 <small>てあし</small> が自由 <small>じゆう</small> に動 <small>うご</small> かない、目 <small>め</small> が見 <small>み</small> えない、耳 <small>みみ</small> が聞 <small>き</small> こえないなど) | 7. その他 <small>た</small> () |
| 4. 知的 <small>ちてき</small> に障害 <small>しょうがい</small> がある (文章 <small>ぶんしょう</small> を理解 <small>りかい</small> するところが苦手 <small>にがて</small> 、計算 <small>けいさん</small> が苦手 <small>にがて</small> など) | 8. わからない |

問9-④ その他の人のお世話をしているのはどのような理由ですか。

(あてはまる番号すべてに○)

1. 高齢 (65歳以上)	8. 依存症 (お酒やギャンブルなどをやめられず、お金に困っている、家族が困っているなど) ※そうかもしれないときもふくむ
2. 若い	9. 「7.」や「8.」以外の病気
3. 介護 (食事や身の回りのお世話) が必要	10. 日本語が苦手
4. 認知症 (色んなことを忘れてしまう、わからなくなるなど)	11. その他 ()
5. 身体に障害がある (手や足が自由に動かない、目が見えない、耳が聞こえないなど)	12. わからない
6. 知的に障害がある (文章を理解することが苦手、計算が苦手など)	
7. こころの病気 (気持ちが落ちこんでいて何もできないなど) ※そうかもしれないときもふくむ	

問10 あなたはどのようなお世話をしていますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 家事 (食事の準備や掃除、洗濯)	7. 見守り
2. 兄弟姉妹のお世話や送り迎え	8. 通訳 (日本語や手話など)
3. 入浴やトイレのお世話	9. お金の管理
4. 買い物や散歩に一緒に行く	10. 薬の管理
5. 病院に一緒に行く	11. その他 ()
6. 話を聞く	

問11 あなたはお世話を誰と一緒にしていますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. いない	6. 兄弟姉妹
2. お母さん	7. しんせきの人
3. お父さん	8. 福祉サービス (ヘルパーさんなど) を利用
4. おばあさん	9. その他 ()
5. おじいさん	

問12 あなたはどのくらいお世話をしていますか。(あてはまる番号1つに○)

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1. ほぼ毎日 | 3. 週に1~2日 | 5. その他 () |
| 2. 週に3~5日 | 4. 1か月に数日 | |

問13 あなたは1日何時間くらいお世話をしていますか。(日によって違う場合は、この1か月でいちばん長かった日の時間を教えてください)

- | |
|--------------|
| 1日 () 時間くらい |
|--------------|

問14 お世話をしていることで、以下のような経験をしたことはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|------------------|---------------|
| 1. 学校を休んでしまう | 6. 習い事ができない |
| 2. 遅刻や早退をしてしまう | 7. 自分の時間が取れない |
| 3. 宿題など勉強する時間がない | 8. その他 () |
| 4. 眠る時間がたりない | 9. 特にない |
| 5. 友だちと遊ぶことができない | |

問15 あなたはお世話をしている家族のことや、お世話の悩みを誰かに相談したことはありますか。(あてはまる番号1つに○)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. ある ⇒ 問15-①へ | 2. ない ⇒ 問15-②へ |
|----------------|----------------|

問15-① 問15で「1. ある」と答えた人にお聞きします。

相談した相手は誰ですか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|------------------------------------|-------------------|
| 1. 学校の先生 (保健室の先生以外) | 7. 友だち |
| 2. 保健室の先生 | 8. 病院・医療・福祉サービスの人 |
| 3. スクールカウンセラー | 9. 近所の人 |
| 4. スクールソーシャルワーカー | 10. SNS上での知り合い |
| 5. 家族 (お母さん、お父さん、おばあさん、おじいさん、兄弟姉妹) | 11. その他 () |
| 6. しんせき (おじ、おばなど) | |

問15-② 問15で「2. ない」と答えた人にお聞きします。

相談していない理由を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 相談するほどの悩みではないから | 4. 家族のことを話したくないから |
| 2. 誰に相談するのがよいかわからないから | 5. 相談しても何も変わらないから |
| 3. 相談できる人がいないから | 6. その他 () |

問16 学校や周りの大人にしてもらいたいこと、お世話のことであったらいいなと思うサポートは何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 自分について話を聞いてほしい
2. 家族のお世話について相談にのってほしい
3. 家族の病気や障害、お世話のことなどについてわかりやすく説明してほしい
4. ヘルパーさんなどの福祉サービスに関する情報を教えてほしい
5. 自分が行っているお世話のすべてを誰かに代わってほしい
6. 自分が行っているお世話の一部を誰かに代わってほしい
⇒具体的にどんなお世話、どんな時ですか
()
7. ヤングケアラーについて、周りの大人や友達にもっとよく知ってほしい
8. 自由に使える時間がほしい
9. 勉強を教えてほしい
10. お金の面で支援してほしい
11. わからない
12. 特にない
13. その他 ()

問17 あなたはどのような方法で話を聞いたり相談に乗ってほしいですか。
(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|----------|------------|
| 1. 直接会って | 4. 電子メール |
| 2. 電話 | 5. その他 () |
| 3. SNS | |

問18 あなた自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思いますか。(あてはまる番号1つに○)

- | | |
|-------------------|----------|
| 1. あてはまる ⇒ 問18-①へ | 3. わからない |
| 2. あてはまらない | |

問18-① 問18で「1. あてはまる」と答えた人にお聞きします。

あなたは家族のお世話をすることにつらさを感じていますか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 体力の面でつらい | 4. 特につらさは感じていない |
| 2. 気持ちの面でつらい | 5. その他() |
| 3. 時間の余裕がない | |

問19 「ヤングケアラー」という言葉をこのアンケートをする前に聞いたことがありますか。(あてはまる番号1つに○)

- | | |
|------------------------|-------------|
| 1. 聞いたことがあります、内容も知っている | 3. 聞いたことはない |
| 2. 聞いたことはあるが、よく知らない | |

問20 ヤングケアラーのことで意見や感想、その他困っていることなどがあれば自由に書いてください。

<hr/> <hr/> <hr/>

最後に、ヤングケアラーについて悩んでいて、今すぐ「相談したい」、「何かしてほしい」人のみ、こちらにお名前を書いてください。

※こちらにお名前を書いた場合、多摩市と学校でお名前やアンケート内容を確認し、相談・支援を行うため、お話を聴かせてもらいます。個人情報情報は守られますので安心してください。

しめい 氏名：

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

各課でのヤングケアラーに関する研修実施結果について（令和6年度）

資料編⑤

	課名	研修対象者 (①内部職員②外部関係者)	参加人数(実績) (①②それぞれ)	実施時期 (①②それぞれ)	実施方法 (①②それぞれ)	ヤングケアラーについての啓 発でその他に実施予定内容
1	地域支援課	①地域支援課職員 ②民生・児童委員	①11人 ②91人	①3月中 ②11月期自主研修	①研修資料の課内回覧。民生・児童委員担当はヤングケアラー支援マニュアル研修動画を視聴 ②各民協の自主研修にてヤングケアラー支援マニュアル研修動画を視聴し、感想や事例等を共有	
2	生活福祉課	①生活保護ケースワーカー 福祉総合相談窓口 福祉コーディネーター	①25人	①3月13日	①課内の事務研究会で研修	
3	高齢者支援課	② ア：居宅介護支援事業者 イ：高齢者の在宅サービス事業者（訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、看護小規模多機能型居宅介護） ウ：在宅介護・地域包括支援センター	② ア：居宅介護支援事業者 41社（市内） イ：高齢者の在宅サービス事業者 75社 ウ：在宅介護・地域包括支援センター 6カ所	② ア、ウ：6月 イ：3月	②ア、ウ：居宅介護事業所総会にて障害者福祉課と合同で作成した動画や支援マニュアルを実地及びオンラインにて案内 イ：障害者福祉課と合同で作成した動画や支援マニュアルをメールにて周知	
4	障害者福祉課	①障害者福祉課職員 ②相談支援事業所、障害者の在宅サービス事業者	①33人	①3月17日 ②3月17日	①・②高齢者支援課と合同で作成した動画URLの案内	
5	健康課	①健康課専門職 ②乳幼児健診やこにちは赤ちゃん訪問等の母子保健事業従事専門職（保健師・助産師・心理士）	①28名 ②40名程度	①2月14日 ②3月4日	①専門職会議での研修 ②母子保健事業連絡会内で10分程度の短時間研修	・東京都ヤングケアラー支援マニュアルの回覧による啓発 ・ヤングケアラー支援マニュアル研修動画視聴（令和6年2月14日）
6	子ども子育て支援課 子ども家庭支援センター (子ども家庭相談担当)	①相談員	①10人	①3月6日	①毎週実施している受理会議に合わせて実施	
7	子ども子育て支援課 子ども家庭支援センター (地域子育て支援担当)	武蔵野市民社会福祉協議会への委託事業（子どもの支援に係る地域連携の強化）において実施 ①市民社協職員 ②子ども食堂・学習団体	①令和6年度以降新規に採用した職員2名（未定） ②まだ受講していない団体	①3月頃 ②3月頃	①新規採用職員研修 ②昨年度作成した動画URLの案内	
8	子ども育成課	①,②ア：公立・協会の公務員保育士 ① イ：子ども育成課職員	①,②ア 77人 ① イ 31人	①ア：年度内 イ：10月10日	①,②ア：会議内または研修 ①イ：課内会議内で短時間研修	
9	児童青少年課	②地域子ども館 学童クラブ支援員	151名	8月15日付事務連絡で各学童クラブに送付し、それぞれの会議等で視聴	東京都作成「ヤングケアラー支援マニュアル研修動画 基本編」の視聴	
10	指導課	① 指導課職員 ② ア 校長 イ 副校長 ウ 生活指導主任	① 30人 ② ア～ウ 各18人（各校1人）	① 10月 ② 11月	① 課内会議 ② 資料提供	
11	教育支援課	①教育相談員、スクールソーシャルワーカー、チャレンジルーム指導員、帰国・外国人教育相談室相談員	①約30人	4月1日	①職員研修	

かぞくぜんいん
家族全員のことを
りかい
理解してくれる

ひみつ まも
秘密が守られ
「ここだけ」の話を
はなし
ができる

聞いてくれる人がいる。

その気持ちを

「家のことも話してもいいんだ」

わたし はなし さいご
私の話を最後まで
き
聞いてくれる

ぐたいてき
具体的なサポートを
いっしょ かんが
一緒に考えてくれる



家族やきょうだいのために、頑張っているあなたへ

かぞく
家族やきょうだいのお世話せわをしている中学生は約17人に1人、
こうこうせい やく にん ひとり
高校生は約24人に1人とされています。

かてい やく な
家庭の役に立つことは素晴らしいことですが、
じぶん ぶんたん かか
自分でも負担を抱えていることに気づきにくい場合があります。

べんきょう
勉強することや遊ぶことも、あなたの成長せいちょうには必要なことです。
こころ
心がモヤモヤした時、自分ではどうしようもない時は、私たちに話してください。



あなたの時間を自分のために使えていますか。

日常的に行なっている家事や家族のお世話が、長い時間かかっていたり、
 場合によっては、子どもが行うには大変な内容もあります。
 あなたが「当たり前」にやっていることを少し振り返ってみませんか。


 掃除・洗濯などの
 家の家事


 医療や心理的
 サポート


 病気や障害のある
 家族のお世話


 家族やきょうだいの
 お世話



あなたの気持ちを聞かせてください。

相談専用電話

武蔵野市子ども家庭支援センター宛

(18歳未満対象)

フリーダイヤル

受付 8:30~22:00
 月~土(祝日・年末年始除く)

0120-839-002

相談フォーム

[24時間受付]



左記の二次元コードを読み取って、市ホームページの
 子ども家庭部子ども子育て支援課への問い合わせは専用フォーム
 をご利用くださいをクリックしフォームへ入力してください。

あなたの気持ちを受け止めてくれる人は、あなたの周りにたくさんいます。

- 学校の担任の先生
- 保健室の先生
- 学校のその他の先生
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 地域の人 (民生児童委員など)

武蔵野市子どもの権利条例

子どもは大人と同じ、一人の人間として、権利を持っています。

これは、誰もが生まれた時から持っている、守られなければならない、大切なものです。

この一人ひとりの権利が守られるように、「武蔵野市子どもの権利条例」を作りました。

この条例では特に、8つの子どもの権利を大切にしています。

自分らしく
 育つ権利

休息する権利

自分の意思で
 学ぶ権利

自分の気持ちを
 尊重される権利

意見を表明し、
 参加する権利

差別されずに
 生きる権利

安心して
 生きる権利

あそぶ権利



○武蔵野市子ども支援連携会議設置要綱

平成27年6月10日要綱第126号

改正

平成30年7月24日要綱第107号

令和元年7月18日要綱第71号

令和2年4月1日要綱第55号

令和3年4月1日要綱第3号

令和6年11月26日要綱第110号

武蔵野市子ども支援連携会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもが権利の主体として、障害、貧困、ヤングケアラー問題等の環境要因に左右されることなく、子ども自身が、一人ひとりかけがえのない存在として認められ、地域の中で健やかに成長するための環境づくりを行うため、武蔵野市子ども支援連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 連携会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 障害のある子ども及びその家庭の状態に応じた切れ目のない支援の在り方に関する事。
- (2) 子どもの将来が貧困等の環境要因に左右されることがなくなるための必要な支援の在り方に関する事。
- (3) ヤングケアラー等ケアを必要とする家庭全体の支援の在り方に関する事。
- (4) 前3号に掲げる支援を行うために必要な所管変更を含めた体制づくりに関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子どもが地域の中で健やかに成長するための環境づくりに市長が必要と認める事。

(組織)

第3条 連携会議は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 子ども家庭部長
- (3) 教育部長
- (4) 健康福祉部地域支援課長
- (5) 健康福祉部生活福祉課長

- (6) 健康福祉部高齢者支援課相談支援担当課長
 - (7) 健康福祉部障害者福祉課長
 - (8) 健康福祉部健康課長
 - (9) 健康福祉部健康課地域保健調整担当課長
 - (10) 子ども家庭部子ども子育て支援課長
 - (11) 子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長
 - (12) 子ども家庭部子ども育成課長
 - (13) 子ども家庭部児童青少年課長
 - (14) 教育部統括指導主事
 - (15) 教育部教育支援課教育相談支援担当課長
- (座長)

第4条 連携会議の座長は、子ども家庭部長とする。

- 2 座長は、会務を総括し、連携会議を代表する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連携会議の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 連携会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 連携会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、連携会議が指示する課題について検討を行い、その結果を連携会議に報告するものとする。
- 3 部会は、座長が指名する委員をもって構成する。

(ワーキングチーム)

第7条 連携会議は、必要があると認めるときは、ワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、連携会議の委員がその所属する職員のうちから指名するものをもって構成する。

(事務局)

第8条 連携会議の事務局は、子ども家庭部子ども子育て支援課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連携会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月10日から施行する。

付 則（平成30年7月24日要綱第107号）

この要綱は、平成30年7月24日から適用する。

付 則（令和元年7月18日要綱第71号）

この要綱は、令和元年7月18日から施行する。

付 則（令和2年4月1日要綱第55号）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則（令和3年4月1日要綱第3号）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則（令和6年11月26日要綱第110号）

この要綱は、令和6年11月26日から適用する。

令和6年度 子ども支援連携会議 委員

職名	氏名
健康福祉部長	山田 剛
健康福祉部保健医療担当部長	田中 博徳
子ども家庭部長	勝又 隆二
教育部長	真柳 雄飛
健康福祉部地域支援課長	福山 和彦
健康福祉部生活福祉課長	宮本 亮平
健康福祉部相談支援担当課長	長坂 朋子
健康福祉部障害者福祉課長	大浦 裕子
健康福祉部健康課地域保健調整担当課長	寺井 一弘
子ども家庭部子ども子育て支援課長	久保田 由香里
子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長	石川 久雄
子ども家庭部子ども育成課長	深澤 挙一
子ども家庭部児童青少年課長	岡 達人
教育部統括指導主事	高丸 一哉
教育部教育支援課長（兼教育相談支援担当課長）	祐成 将晴

令和6年度 子ども支援連携会議 ワーキングスタッフ

所属	職名	氏名
健康福祉部地域支援課	主事	木島 詩央
健康福祉部生活福祉課	主任	両部 奈緒美
健康福祉部高齢者支援課	主事	牧 愛美
健康福祉部障害者福祉課	主事	桂田 草一郎
健康福祉部健康課	主事	高橋 眞子
子ども家庭部子ども子育て支援課	課長補佐	大澤 皓太
	担当係長	正留 綾子
	課長補佐	丸山 貴文（※）
	担当係長	三浦 弘嗣（※）
	主任	宮木 新（※）
	主事	天野 麻美（※）
	主事	原田 寧々（※）
子ども家庭部子ども育成課	主任	澤海 朋子
子ども家庭部児童青少年課	係長	岡野 行男
教育部指導課	指導主事	奈良 信一郎
教育部教育支援課	課長補佐	伏谷 寿洋
（社福）武蔵野市民社会福祉協議会	係長	横山 美江

（※）事務局担当

令和6年度子ども支援連携会議 検討経過

日時	会議種別	内容
令和6年5月24日	連携会議(親会議)	(1)これまでの経過について (2)令和6年度子ども支援連携会議の進め方について (3)子ども支援連携会議報告書の公開について
令和6年6月17日	第1回ワーキング	(1)今年度の検討事項とスケジュール (2)令和6年度子ども支援連携会議の進め方について (3)子ども支援連携会議報告書の公開について
令和6年7月5日	第2回ワーキング	(1)令和6年度の研修計画について (2)児童・生徒向け周知啓発チラシについて (3)東京都ヤングケアラー支援マニュアル研修動画視聴と意見交換
令和6年8月7日	第3回ワーキング	(1)児童・生徒向け周知啓発チラシについて (2)事例研究
令和6年10月3日	連携会議(親会議) 【書面開催】	(1)子ども支援連携会議 令和5年度報告書について (2)子ども支援連携会議設置要綱の一部改正について
令和6年12月16日	連携会議(親会議) 【書面開催】	(1)子ども向けヤングケアラー周知啓発チラシ(案)について
令和7年1月10日	第4回ワーキング	(1)ヤングケアラーに関する今後の市の取組みの方向性について (2)ヤングケアラー情報共有の現状について
令和7年3月12日	連携会議(親会議)	(1)各課題の検討状況について (2)ヤングケアラー支援に関する課題整理と今後の市の取組みの方向性について

武蔵野市子ども支援連携会議 令和6年度報告書

令和7年9月

子ども家庭部子ども子育て支援課（子ども支援連携会議事務局）